

2025 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ライフネット生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 横澤 淳平
(証券コード:7157 東証グロース市場)

**ライフネット生命保険
株式会社アドバンスクリエイトとの資本業務提携及び
第三者割当の方法による同社株式取得に関するお知らせ**

ライフネット生命保険株式会社（URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 横澤淳平）は、以下のとおり、2025 年 7 月 17 日開催の取締役会において、株式会社アドバンスクリエイト（以下、「アドバンスクリエイト」）との間で、マーケティング等に向けた業務提携（以下、「本提携」）を行うことに関する合意として業務提携契約（以下、「本業務提携契約」）を締結し、また、同社との間で、当社が第三者割当の方法でアドバンスクリエイトの普通株式（以下、「本普通株式」）及び A 種種類株式（以下、「本 A 種種類株式」）を引き受けることに関する合意として投資契約（以下、「本投資契約」）を締結することを決議しましたので、お知らせします。

本提携に関連して、アドバンスクリエイトと SBI ホールディングス株式会社（以下、「SBI ホールディングス」）、FWD 生命保険株式会社、ブロードマインド株式会社及びメットライフ生命保険株式会社との間でそれぞれ同日締結される予定の各投資契約及び本投資契約に基づき、当社は SBI ホールディングス、FWD 生命保険株式会社、ブロードマインド株式会社及びメットライフ生命保険株式会社とともに、アドバンスクリエイトが実施する第三者割当増資に伴って発行される新株式を引受けることとなります。具体的には、第三者割当による本普通株式の新株発行（以下、「本普通株式第三者割当」）及び本 A 種種類株式の新株発行（以下、「本 A 種種類株式第三者割当」といい、本普通株式第三者割当と併せて、「本第三者割当」）を引き受ける予定です。なお、本提携と本第三者割当の実行は、2025 年 8 月 15 日開催予定のアドバンスクリエイトの臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）にて、本普通株式第三者割当、本 A 種種類株式第三者割当に係る議案、本第三者割当の実施に必要なアドバンスクリエイトの普通株式の発行可能株式総数の増加、本 A 種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案のすべてが本臨時株主総会において承認可決されること、及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生等を条件としています。

1. 本提携の理由

当社は 2008 年の開業以来、オンラインチャネルを主軸に、シンプルでわかりやすく、手頃な保険料で保険商品・サービスを提供しています。ライフネット生命ブランドの積極的なプロモーションを推進することなどにより、オンライン生保のリーディングプレイヤーとして確固たる地位を確立し、個人保険事業における保有契約件数は約 65 万件と着実な成長を遂げています。

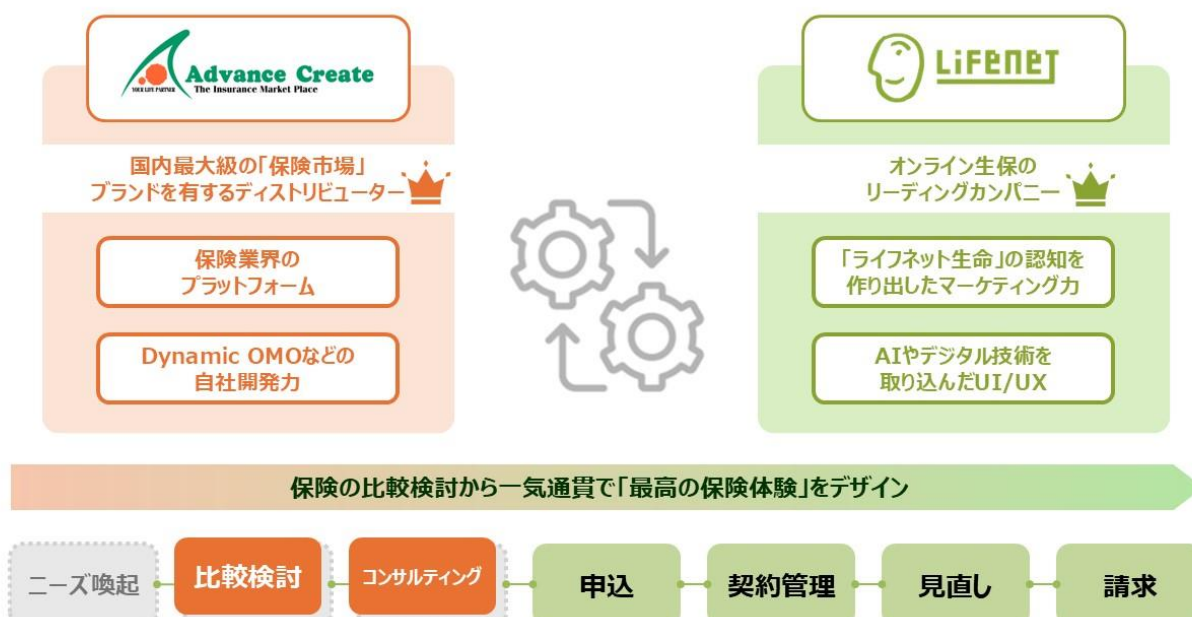
近年、金融サービスのオンライン化が加速する中、オンライン生保市場へ参入するプレイヤーは増加し、インターネットを通じて生命保険に加入したいという生活者のニーズも高まり続けています。さらに、AI 時代のさまざまなテクノロジーにより、生活者にとって生命保険の利便性は飛躍的な向上が期待されます。当社にとってこの大きな環境変化は事業成長の追い風であると同時に、オンライン生保市場そのものをさらに拡大させる大きな可能性を秘めていると確信しています。

以上の事業環境の認識を踏まえ、当社は、2024 年 5 月に公表した 2028 年度を最終年度とする中期計画において、「Tech & Services」を重点領域の 1 つに掲げ、テクノロジーを活用した最高水準のサービスの提供を戦略の基盤としています。また、2025 年 6 月に発足した経営体制においては、お客さまに「最高の保険体験」を届けることを新たに掲げました。これまで培ってきたマーケティング力やデジタル技術を駆使した UI/UX 開発力といった当社の強みを最大限に活かし、お客さまに「最高の保険体験」を届けることを通じて、生命保険の新しい未来をつくることに挑戦しています。

この「最高の保険体験」をより多くのお客さまへ届けるため、当社はいちメーカーでの取組みの枠を超え、オンラインを起点とする保険体験の提供機会の拡大を目指して、アドバンスクリエイトと本提携を締結することとしました。アドバンスクリエイトは、年間 2,000 万人以上が利用する国内最大級の保険比較ウェブサイト「保険市場」という強力なブランドや保険募集に特化したオンライン面談システム「Dynamic OMO (Online Merges with Offline)」という独自のモデルを擁し、オンライン保険のディストリビューターとして豊富な経験とノウハウを有しています。

今後、さらなる成長が見込まれるオンライン生保市場をともにリードしていくうえで、アドバンスクリエイトは最適なパートナーと認識しています。両社の強みを掛け合わせ、オンライン上での新しい保険体験価値を創出することが、この市場及びオンライン保険のポテンシャルを解放し、両社の事業成長と企業価値向上につながるものと考えています。本提携により資本関係を構築することで、当社の保険商品の販売パートナーとしての関係にとどまらず、両社の経営資源、顧客基盤を相互に活用してより強固な関係を築いてまいります。メーカーである当社単独ではアプローチが難しい「保険を比較したい」と考えるお客さまに対しても「最高の保険体験」を届けることが可能となり、オンライン生保市場の拡大に資するものと考えています。

また、本提携では、アドバンスクリエイトの財務基盤を改善し、事業成長の再加速につなげることも意図しています。将来的には、金融庁からの認可の取得を条件として、当社の持分法適用関連会社とすることを視野に入れ、オンライン保険市場を代表するメーカーとディストリビューターの連携により、両社で新しい保険体験価値を創出し、オンライン生保市場の拡大による両社の事業成長と企業価値向上を実現してまいります。



2. 本提携の内容等

(1) 本業務提携契約の内容

当社とアドバンスクリエイトは、本業務提携契約に基づき、以下の持続的な競争優位を確立するための具体的な価値の実現を目指していくことを合意しています。

(a) オンライン完結を補完する多様なチャネルでの取り組み

保険選びのオンライン完結を補完する AI やアバターなどのテクノロジーと OMO モデルのコンサルティングを両社で活用し、生命保険を“お客さまが自ら選んで買うもの”への変革を実現すること

(b) マーケティングの最適化

両社の持つ UI/UX に秀でたサイト制作及び運用のノウハウや、お客さまの保険選びがスムーズになるわかりやすい情報提供など、質の高いマーケティング施策を実現すること

(c) オンライン保険市場の健全な成長への寄与と継続的な発展

オンラインでビジネスを展開している両社でオンラインの保険代理店のルール整備を推進し、オンライン・ディストリビューターの正当な成長を促し、その結果としてオンライン保険の市場を拡大すること

(d) 将来的な保険商品の共同検討及び提供の実行

顧客体験に関するノウハウを含む両社の知見を生かした新たな保険商品・サービスの可能性を検討し、将来的にお客さまにその価値を届けること

(2) 新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額

本普通株式 2,980,000 株 447,000,000 円（1 株あたり 150 円）

本 A 種種類株式 17,020,000 株 2,553,000,000 円（1 株あたり 150 円）

2025 年 7 月 17 日時点で、当社はアドバンスクリエイトの普通株式を 250,000 株（発行済株式総数に対する当社の所有株式数の割合は 1.09%）所有しています。本第三者割当実行後に、仮に今回発行される本 A 種種類株式をすべて普通株式に転換した場合、発行済株式総数に対する当社の所有株式数の割合は 29.08%となります。

なお、本業務提携契約は、2025 年 7 月 17 日に、本投資契約と同時に締結される予定です。本投資契約において、アドバンスクリエイトが本普通株式第三者割当及び本 A 種種類株式第三者割当を行い、当社が本普通株式 2,980,000 株及び本 A 種種類株式 17,020,000 株を引き受けることを合意していますが、その引受けは、払込日において本業務提携契約が有効に存続していることを前提条件としています。

3. 業務提携の相手先の概要

(1)	名 称	株式会社アドバンスクリエイト		
(2)	所 在 地	大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 濱田 佳治		
(4)	事 業 内 容	保険代理店事業、メディア事業、再保険事業、ASP 事業、BPO 事業、メディアレップ事業		
(5)	資 本 金	3,357 百万円(2025 年 3 月 31 日現在)		
(6)	設 立 年 月 日	1995 年 10 月		
(7)	大株主及び持株比率 (2025 年 6 月 30 日現在)	有限会社濱田ホールディングス	19.19%	
		濱田 佳治	6.89%	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.08%	
		住友生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	4.30%	
		メットライフ生命保険株式会社 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	4.30%	
		第一生命ホールディングス株式会社	4.30%	
		濱田 亜季子	4.13%	
		FWD生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	3.68%	
		富国生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	3.05%	
		SMBC 日興証券株式会社	2.20%	
(8)	上場会社と当該会社 との間の関係	資 本 関 係	当社は、株式会社アドバンスクリエイト株式を 250,000 株保有しています。	
		人 的 関 係	該当事項はありません。	
		取 引 関 係	株式会社アドバンスクリエイトは当社と保険代理店委託契約を締結しており、保険募集の媒介を行っています。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9)	当該会社の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態			
	決算期	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期	2024 年 9 月期
	連 結 純 資 産	835 百万円	△2,329 百万円	△4,973 百万円
	連 結 総 資 産	10,450 百万円	8,479 百万円	6,860 百万円
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産	38.21 円	△106.30 円	△223.19 円
	連 結 売 上 高	9,463 百万円	10,374 百万円	7,856 百万円
	連 結 営 業 利 益	94 百万円	△1,302 百万円	△711 百万円
	連 結 経 常 利 益	48 百万円	△1,472 百万円	△808 百万円
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△1,249 百万円	△2,433 百万円	△2,250 百万円
	1 株当たり連結当期純利益	△57.10 円	△111.14 円	△102.26 円
	1 株 当 たり 配 当 金	32.50 円	35.00 円	17.50 円

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年7月17日
(2) 契約締結日	2025年7月17日
(3) 事業開始日	2025年7月17日
(4) 本第三者割当に係る払込	2025年9月5日

5. 今後の見通し

現時点において、本提携による2026年3月期の当社の業績予想への影響は軽微です。本提携に関し、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示します。

6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

当社がアドバンスクリエイトとの間で締結する本投資契約には、以下の事項が規定されています。

① 事前承諾事項

- ・ 株式及び新株予約権(ストックオプションを含む。)、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他株式を取得することができる証券又は権利の発行、処分若しくは付与又はこれらに関する合意(本投資契約締結日時点において公表済みのアドバンスクリエイトにおける株式給付信託(J-ESOP)制度及び従業員持株会支援信託 ESOP 制度に基づく株式の発行、処分若しくは付与を除く。)
- ・ 株式又は新株予約権(ストックオプションを含む。)の無償割当て
- ・ 自己株式若しくは自己新株予約権の取得、株式分割又は株式併合
- ・ 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編行為又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受
- ・ 上記の他、本第三者割当増資実行日時点における当社のアドバンスクリエイトに対する議決権の保有割合に変動を生じることとなる一切の行為(本投資契約締結日時点において公表済みのアドバンスクリエイトにおける株式給付信託(J-ESOP)制度及び従業員持株会支援信託 ESOP 制度に基づく株式の発行、処分若しくは付与を除く。)
- ・ 定款変更
- ・ 資本金の額の増加又は減少(株主総会決議を要する場合に限る。)
- ・ 解散若しくは清算又は倒産手続の開始の申立て
- ・ 上場廃止基準に該当する可能性のある行為又は上場廃止の申請
- ・ 上場市場区分変更の申請
- ・ 配当政策(配当に係る議案の付議)
- ・ 株主優待制度の導入又は変更
- ・ 新規事業への進出又は既存事業からの撤退(いずれもアドバンスクリエイトにとって重要性を有するものに限る)
- ・ アドバンスクリエイトとアドバンスクリエイトの取引金融機関との間での、アドバンスクリエイト及びその子会社の借入金、社債、及びアドバンスクリエイトとアドバンスクリエイトの取引金融機関の間で締結された債権等の売買契約書に基づく債権等の弁済金の重要な返済条件に関する合意
- ・ 「相談役に関する規程」の改訂・変更・廃止

② 事前協議事項その他アドバンスクリエイトの運営に関する事項

- ・ 当社はアドバンスクリエイトの取締役 1 名を指名する権利を有する
- ・ 事前協議事項として、(i)事業計画、年間予算の策定及び変更、(ii)取締役、監査役の選任又は解任
- ・ 当社はアドバンスクリエイトが上場を維持すること及び上場会社として独立して経営することを最大限尊重し、かかるアドバンスクリエイトの上場維持及び独立性維持について最大限協力する

③ 買増しの制限

- ・ 当社は、アドバンスクリエイトの上場会社としての独立性を尊重するものとし、2025 年 9 月 30 日までは、アドバンスクリエイトとの事前協議がない限り、直接又はその子会社が所有するアドバンスクリエイト株式の数について、議決権割合が 20%を超える行為（金融商品市場を通じた取得、公開買付けによる取得を含む金融商品市場外での取得、組織再編を通じた取得を含むが、これらに限られない。）を行わず、当社グループ及びその役職員をして行わせないものとする（但し、本創業者株主間契約に規定した公開買付けによる取得を除く。）

④ A 種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権の行使制限

- ・ 当社は、アドバンスクリエイトの直近連結会計年度における分配可能額が 1,000,000,000 円を上回る場合において、当該分配可能額が 1,000,000,000 円を超過した金額の 50%に相当する金額の範囲内に限り、金銭を対価とする A 種種類株式の取得請求権を行使することができる

【本投資家株主間契約に関する事項】

また、当社及び SBI ホールディングスは、2025 年 7 月 17 日以降に、本第三者割当の実施に際して、株主間契約（以下、「本投資家株主間契約」）を締結する予定です。

本投資家株主間契約には、大要以下の事項が規定される予定です。

① 重要な意思決定についての事前調整

- ・ 当社及び SBI ホールディングスは、アドバンスクリエイトにおける重要事項の決定に係る株主としての権利の行使について、当事者双方の、各当事者の子会社及び関連会社との合算の議決権保有割合（アドバンスクリエイト A 種種類株式についてはそのすべてがアドバンスクリエイト普通株式に転換されたものと仮定する。）が、(i) 20%超である場合においては、その決定前に誠実に協議するものとし、(ii) 15%超 20%以下である場合においては、相手方当事者の事前の書面による合意がない限り、いかなる決定も行わない。

② 優先買取権

- ・ SBI ホールディングス及び当社が、その保有するアドバンスクリエイト株式の全部又は一部を第三者に譲渡することを希望する場合、相手方当事者は、当該アドバンスクリエイト株式を自ら又は自らが指定する第三者をして買い取り又は買い取らせることができる。

③ 株式譲渡の制限等

- ・ SBI ホールディングスは、アドバンスクリエイト普通株式の取得（当社が保有する本 A 種種類株式のアドバンスクリエイト普通株式への転換を含む。）のために必要な許認可の取得の完了又は 2029 年 12 月末日のいずれかの日が到来するまで、自らが保有するアドバンスクリエイトの株式を第三者へ売却してはならない。

- ・ ただし、以下の場合は上記制限の適用はない。
 - (i) アドバンスクリエイト株式の流通株式比率が株式会社東京証券取引所のスタンダード市場の上場維持基準に適合していない場合における、上場維持基準の適合を目的とする範囲のアドバンスクリエイト株式の売却
 - (ii) アドバンスクリエイト普通株式の市場株価終値が、5 営業日前の終値と比較して 50%以上下落した場合における、その日から 1 ヶ月間におけるアドバンスクリエイト株式の売却
 - (iii) 各当事者からその子会社又は関連会社に対するアドバンスクリエイト株式の譲渡

【本創業者株主間契約に関する事項】

さらに、アドバンスクリエイトの株主である濱田佳治氏(アドバンスクリエイト代表取締役)、有限会社濱田ホールディングス及び濱田亜季子氏並びに割当予定先である SBI ホールディングス及び当社は、2025 年 7 月 17 日付で、本第三者割当の実施に際して、株主間契約(以下、「本創業者株主間契約」)を締結します。

本創業者株主間契約は、契約期間を 2029 年 1 月 31 日までとし、アドバンスクリエイトが以下の財務制限条項に抵触し、SBI ホールディングス及び当社がアドバンスクリエイト株式について公開買付けを実施する場合においては、濱田佳治氏が、自己の責めに帰すことができない事由によってアドバンスクリエイト代表取締役としての職務を長期に行うことができなくなった場合や代表取締役としての地位を喪失した場合等を除き、濱田佳治氏、有限会社濱田ホールディングス及び濱田亜季子氏(以下、「創業家株主」)による当該公開買付けへの応募義務が発生することが規定されています。さらに、濱田佳治氏、有限会社濱田ホールディングス及び濱田亜季子氏の保有するアドバンスクリエイト株式について、担保権設定制限及び第三者譲渡制限が付与されます。

① 財務制限条項

下記(i)から(iii)のいずれかに違反する場合。

- (i) アドバンスクリエイトの 2026 年 9 月期、2027 年 9 月期及び 2028 年 9 月期の連結損益計算書における営業利益が赤字となる場合において、当該期のうちの単期の販売管理費の額(ただし、アドバンスクリエイトの通常の業務の範囲内におけるマーケティングに関する費用及び再保険事業の支払再保険金を除く)について 50 億円(ただし、創業家株主が事前に SBI ホールディングス及び当社から書面により承認を得た場合には 50 億円に代えて当該承認を得た金額とする。)を超過させないこと
- (ii) 2026 年 9 月期以降、アドバンスクリエイトの連結損益計算書における単期の経常利益を赤字とさせないこと
- (iii) 本創業者株主間契約締結日以降、各事業年度の末日時点のアドバンスクリエイトの連結貸借対照表における純資産の部の金額を 0 円以上に維持させること

② 担保権設定制限及び第三者譲渡制限

創業家株主は、本創業者株主間契約の有効期間中、SBI ホールディングス及び当社が書面により事前に承諾しない限り、原則として、(i)自己又は第三者の負担する債務の担保のために応募対象株式の上に譲渡担保権、質権その他の担保権の設定を行わず、また、(ii)本創業者株主間契約に定める応募を除き、応募対象株式を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行わないことに合意する。

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命は「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念を、「ライフネットの生命保険マニフェスト」にまとめ、営業開始から一貫してお客さま視点に立った生命保険をお届けしています。オンライン生保のリーディングカンパニーとして、デジタルテクノロジーを活用しながら、「安心して、未来世代を育てられる社会」の実現を目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
広報／IR 03-5216-7900